

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照表
排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>附則 1 (略) 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から九年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3 5 (略)</p>	<p>附則 1 (略) 2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から六年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 3 5 (略)</p>
<p>有害物質の種類 ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム)</p>	<p>業種その他の区分 ほうろつ鉄器製造業（海域以外の公共水域に排水を排出するものに限る。）</p>
<p>許容限度 五</p>	<p>許容限度 五〇</p>
<p>貴金属製造・再生業（海域以外の</p>	<p>貴金属製造・再生業（海域以外の</p>

附則別表

附則別表

<p>公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）（第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。））を利用するもの）に限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れていて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限り。）</p>	<p>八</p>	<p>金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>一五</p>
-----------------------------	---	---	----------	---------------------------------------	-----------

<p>公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）（第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。））を利用するもの）に限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>一</p>	<p>金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り。）</p>	<p>一五</p>
-----------------------------	---	--	----------	---------------------------------------	-----------

<p>粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するものを製造するものであつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	<p>化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除き、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>ほつろつ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（ほつろつうわ薬を</p>
		五	一〇	一一	一五	

<p>粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>	<p>貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水の量が五立方メートル未満であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>プラスチック金属複合板製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	<p>非鉄金属製錬・精製業（海域以外の公共用水域に排水を排出するもの限り、貴金属製造・再生業を除く。）</p>	<p>化学肥料製造業（海域以外の公共</p>
		五	一一	一三		一五

製造し、一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用し、一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であつて、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

公共用水域に排水を排出するものに限る。）

ふつ化水素酸製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

ほうろつ鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、ほうろつうわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

貴金属製造・再生業（一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

電気めつき業（一日当たりの平均的な排水の量が五 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）

<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（ほつろつうわ薬を製造するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>ほつろつう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	
<p>五</p>		<p>二五</p>	

<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であり、かつ、ほつろつうわ薬を製造するものに限る。）</p>	<p>ほつろつう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>旅館業（一日当たりの平均的な排出水の量が五立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>
<p>五</p>		<p>二五</p>	

すず化合物製造業及びジルコニウム化合物製造業	一八
硝酸銀製造業、モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	二〇
貴金属製造・再生業	四

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第五条第五項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりこれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

$$\frac{D \cdot D}{O}$$

この式において、 O 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定

すず化合物製造業	二〇〇
ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	二四
硝酸銀製造業	二五〇
貴金属製造・再生業	五〇
ネオジム化合物製造業	

備考

1 この表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

$$\frac{D \cdot D}{O}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Qi| 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q| 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

ci| 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下2において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）

Qi| 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

Q| 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）